⑷　受験票の交付

ア　筆記試験受験票は、平成22年12月10日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

イ　実技試験受験票は、筆記試験の合格者（４の⑷により実技試験が免除される者を除く。）に対して、平成23年２月18日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

また、実技試験受験票に当該試験に合格した旨を併せて記載する。

7　携帯電話等の通信機器の持込みについて　不正行為等の防止の観点から、試験会場には携帯電話等の通信機器の持込みを一切禁止する。この受験条件に違反して携帯電話等の通信機器の持込みが確認されたときは、当該受験を無効とする場合がある。なお、実技試験においては、受験前の場合は受験を認めず、受験後の場合は当該受験を無効とする。

8　合格基準の考え方

⑴　筆記試験　次の２つの条件を満たした者を筆記試験の合格者とする。

ア　問題の総得点の60％程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。

イ　アを満たした者のうち、以下の12科目群すべてにおいて得点があった者であること。

①社会福祉概論　②老人福祉論　③障害者福祉論、リハビリテーション論　④社会福祉援助技術（演習を含む。）　⑤老人・障害者の心理　⑥家政学概論、レクリエーション活動援助法　⑦医学一般、精神保健　⑧介護概論　⑨介護技術（一問一答問題）　⑩介護技術（事例問題）　⑪形態別介護技術（一問一答問題）　⑫形態別介護技術（事例問題）

⑵　実技試験　課題の総得点の60％程度を基準として、課題の難易度で補正した点数以上の得点の者を実技試験の合格者とする。

9　合格者の発表

⑴　試験の合格者は、平成23年３月29日（火曜日）午後に、厚生労働省及び財団法人社会福祉振興・試験センターにその受験番号を掲示して発表するとともに、財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

⑵　合格者には、介護福祉士国家試験合格証書を平成23年３月29日（火曜日）に投函し郵送により交付する。

⑶　５の⑴に該当する者で、実務経験見込証明書を提出したものについては、６の⑴のイに示した期日までに実務経験証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

⑷　５の⑵に該当する合格者で、卒業見込証明書及び履修見込証明書を提出したものについては、平成23年３月31日（木曜日）までに卒業することを条件として合格させることとし、卒業証明書及び履修証明書が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

⑸　４の⑷による実技試験の免除を申請した者のうち、介護技術講習受講決定通知書を提出した者（６の⑴のキに示した期日までに、実技試験免除申請取下書を提出した者を除く。）にあっては、６の⑴のオに示した期日までに介護技術講習修了証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

10　受験の申込みに必要な書類の請求　受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求は、原則として財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上の請求窓口又は郵便はがきによって行うこととし、郵便はがきの場合は、はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要部数（「介護福祉士受験の手引等○部請求」と記載すること。）を明記して財団法人社会福祉振興・試験センターに申し込むこと。

なお、請求者は、受験の手引等の必要書類を受け取った後、速やかに所定の払込用紙を用い、ゆうちょ銀行の振替又はその他の金融機関からの振込により受験の手引等１部につき600円（送料を含む。）を財団法人社会福祉振興・試験センターに納付すること。

この場合において、ゆうちょ銀行の振替等に要する費用は請求者の負担とする。

11　その他

⑴　試験の詳細については、財団法人社会福祉振興・試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。

⑵　受験に際し、身体に障害があるなどのため別室の設定、手話通訳者の付与等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

12　試験に関する照会先　財団法人社会福祉振興・試験センター　東京都渋谷区渋谷１丁目５番６号　郵便番号150－0002　電話番号03（3486）7521　試験案内専用電話番号03（3486）7559（音声及びファクシミリ）　ホームページ http://www.sssc.or.jp/

介護福祉士試験委員の公告

第23回介護福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成22年７月９日

厚生労働大臣　長妻　昭

試験委員長　大島　伸一

副委員長

朝倉　京子　　遠藤　英俊　　川井太加子
久保田トミ子　　黒澤　貞夫　　是枝　祥子
根本　嘉昭

委員

秋下　雅弘　　秋山　昌江　　蟻塚　昌克
市橋　正子　　井上由起子　　岩井　惠子
臼井　正樹　　大崎　千秋　　太田　貞司
岡　京子　　岡田　史　　小澤　温
織田　知美　　金津　春江　　叶谷　由佳
釜土　禮子　　川手　信行　　川東　光子
菅野　節子　　岸川　洋治　　木原　活信
木村　晴恵　　小池　和幸　　小池　竜司
五味　郁子　　櫻山　豊夫　　佐々木深幸
柴田　範子　　柴山志穂美　　下垣　光
下坂　智惠　　白井　孝子　　新治　玲子
鈴木　聖子　　高沢　謙二　　高橋美岐子
田中由紀子　　谷口　敏代　　東海林初枝
徳重　柳子　　飛松　好子　　中村　京子
中村　裕子　　成田すみれ　　服部　英幸
橋本美智子　　花畑　明美　　平野　方紹
柊崎　京子　　藤田　秀剛　　藤野　信行
堀内　啓子　　峯尾　武巳　　三好　弥生
森　由香子　　森山千賀子　　八木　裕子
矢部　正治　　山崎イチ子　　山中由美子
山根　淳子　　山野　英伯　　山本かの子
山谷里希子　　吉浦　輪　　吉賀　成子
綿　祐二　　渡邉　愼一

公　告

諸事項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条の規定により公告する。受還付人は、同条第２項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

東京地方検察庁立川支部検察官

平成21年検第395・396号特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反被疑事件（平成21年領第112号、平成21年庁外領第345号）　1. 切手204枚。2. 現金201円。3. マイナスドライバー１本。4. デイバッグ１個。5. タイヤレンチ１本。6. ガスバーナー１個。7. ペットボトル１本。8. 使い捨てライター１個。9. カッター１本。10. 領収証書１枚。11. 紙片１枚

平成20年検第4939・4940号住居侵入、窃盗被告事件（平成22年領第200号）　1. ピアス12組。2. 腕時計25個。3. イヤリング12組。4. ペンダントヘッド11個。5. ネックレス２個。6. ネックレス80本。7. イヤリング９個。8. ペンダント14本。9. ラバーリング２組。10. ブレスレット11本。11. 万年筆１本。12. ピアス13個。13. ペンダントヘッド様のもの１個。14. ブローチ２個。15. 金属片１片。16. 小銭入れ１個。17. メガネ１個。18. 指輪128個。19. 指輪３組。20. 石３個。21. 財布２個。22. ペンダントトップ24個。23. ペンダントトップ様のもの１個。24. ネックレス様のもの３本。25. 小判１枚。26. ブローチ兼ペンダントトップ１個。27. ネクタイピン様のもの１個。28. チェーン１本。29. デジタルカメラ１台。30. ショルダーバッグ１個。31. ドライバー１本。32. 現金５円

平成19年検第1458～1460号住居侵入、窃盗被告事件（平成22年領第270号、平成22年庁外領第361号）　1. 現金236,000円。2. 外国硬貨英国２ポンド95ペンス。3. 外国硬貨香港２ドル。4. 外国通貨オーストラリア10ドル。5. 外国通貨大韓民国10ウォン。6. 指輪46個。7. ネックレス２個。8.